

右利根河年貢訂定書
 右利根河年貢無沙次之族候者
 於向後年貢無沙次之族候者
 無沙次申候委任御理及成候
 ②③④
 仍為後日進置證狀如件

幕名盛隆証狀

天正拾一年癸未三月十七日 盛隆（花押）
 示現寺 進置之儀

註 ① 現在の塩川町下利根川 ② 年貢の滞納・未進 ③ 道理 ④ 裁くこと。処罰すること
 解説 新田伊賀守が示現寺に納入すべき利根河村の年貢を滞納しているので、幕名盛隆が裁き、伊賀守を処罰したものである。

三光庵納帳
 一年貢銀五百文
 一蠟一斤 一粟分三粒
 一類二把 一野老
 一第二荷 一梅搗く木二荷
 一柴三荷 一番運推時飯米
 一閉山忌酒 一蠟燭十挺 共四七五月
 一漆一盃
 示現住持大盛隆御書
 富山四世也

「納帳」(端裏書) ①
 三光庵納帳之事
 一年貢貳貫五百文
 一蠟一斤 一粟山之分豆二舛
 一積二把 ② 一野老
 一茅二荷 一梅搗之木二荷
 一柴二荷 モギンバ他 一番運推之時飯米
 一開山忌之酒 尤作之 一蠟燭十挺 共四七十二月
 一漆一盃

註 ① 示現寺の子院 ② やまいも ③ 異筆
 解説 この文書は年次が明らかでない。